陳情第９号

新型コロナウイルスワクチン推奨の中止及び治験中の人類初のワクチンのリスクと国内９９．４％の人が感染しないＣＯＶＩＤ―１９の発症予防ベネフィットを十分に市民に説明する事を求める陳情書

（要旨）

新型コロナウイルスワクチンの成分、ｍＲＮＡ－ＬＮＰが、肝臓、脾臓、副腎、卵巣の４つの臓器に分布するということは、日本政府の公文書であるファイザーワクチン承認書類に明確に記載されており、永久的不妊になる可能性がある。日本政府の公式見解として、新型コロナウイルスの存在証明は出来ていない。永久不妊になる可能性のある劇薬であり、新型コロナウイルスの存在証明がない状態で、住民に接種を勧めることは、日本国憲法１３条に保証された基本的人権の侵害行為である。また、このような憲法違反行為を行うことは、日本国憲法１５条によって行為の制限が課されている公務員の服務規程違反である。流山市議会においては、流山市に対して決議及び日本政府に対して意見書の送付により新型コロナワクチン推奨の中止を要求することを求める。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種は任意であり、その接種にあたってはワクチンのリスクとベネフィットが明確に示されてはじめて国民の判断ができる。その情報提供は接種を進めていく基礎自治体の責務と考えられるため、流山市が行う新型コロナワクチン接種に関する情報提供を十分に行う責務がある。現在特例承認されているワクチンは全て治験中の人類初の遺伝子ワクチンであり、ファイザーワクチンは米国ＮＩＨでの治験完了は２０２３年５月２日である。公表されている短期治験結果以外は不明であるというリスク及び、実際の接種後の報告として、国内で８５人の死亡（２０２１年５月２６日時点）、ＥＵで１２，０００人以上死亡、米国で５，０００人以上死亡等、最新情報を知ることはリスクを判断する上で必須である。一方、日本におけるＣＯＶＩＤ―１９は、２，０２１年５月３１日時点で累計で日本国内の９９．４％の人が感染しない低い罹患率である事実と、承認されているワクチンは感染予防ではなく、発症予防効果を期待するが、発症することもあるというベネフィットがある。流山市は、このような既知及び最新情報によるリスクとベネフィットを市民に十分に説明すると共に、接種の強制や差別は禁止されており、個人の判断である事を周知徹底する事、また市民のワクチン副反応報告状況を報告すること並びにワクチン接種者の感染が確認された場合は市民に報告することを要望する。

（項目）

日本政府の公式文書であるファイザーワクチン承認書類「審議結果報告書」（令和３年２月１２日）（https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000739089.pdf）の４．２．２においてルシフェラーゼ遺伝子発現ｍＲＮＡ－ＬＮＰの分布組織として、肝臓、脾臓、副腎、及び卵巣の記載があることから、これらの組織への影響の可能性はゼロではなく、長期調査結果が

重要である。特に、国内外の専門家から心配されている不妊等の影響が懸念される卵巣への影響について、短期治験では不明である。ファイザーワクチンは１２歳からの接種が可能になったが、１２歳の治験者は米国ＮＩＨによる治験完了予定の２０２３年には１４歳であり、妊娠・出産・子供への影響を確認できる可能性が低いと考えられる。日本政府の公文書にｍＲＮＡ－ＬＮＰの卵巣分布の記載があることは事実であり、政府の公式の見解であるということになる。卵巣に劇薬ｍＲＮＡ－ＬＮＰが行くという事実から、永久不妊になる可能性があり、これは誰も否定が出来ない事実である。すなわち、日本政府が、ｍＲＮＡワクチンを接種すれば永久不妊になる可能性があると言っているのと同じことである。流山市は子育て中家族が急増と共に子供が急増している地域でもあることからも、こういった情報を必要機関と念入りに確認し、市民に情報提供することは必須である。

予防接種法には、新型コロナウイルスに関して令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものと定義されている。人に伝染する能力を有することを科学的に証明する方法がコッホの４原則を満たすことを示すことであるが、これはいまだに誰も証明していない。まして、２０２０年の１月の時点で、人に伝染することを証明できていないのは自明である。したがって、日本政府の公式見解として、新型コロナウイルスの存在証明は出来ていないということと解釈される。流山市議会令和２年第４回定例会、陳情第８号において、流山市にも新型コロナウイルスの存在証明を提示いただくように陳情してあるが、提示はなかった。

ＰＣＲ検査やワクチンは、新型コロナウイルスが存在して初めて有効かも知れないものである。新型コロナワクチンは永久不妊になる可能性のある劇薬であり、新型コロナウイルスの存在証明がない状態で、住民に接種を勧めることは、日本国憲法１３条に保証された基本的人権の侵害行為である。また、このような憲法違反行為を行うことは、日本国憲法１５条によって行為の制限が課されている公務員の服務規程違反であり、罷免に値する行為である。以上のことから、流山市及び日本政府による新型コロナワクチン接種推奨の中止を求める。

日本政府の公文書であるファイザーワクチン承認書類「審議結果報告書」（令和３年２月１２日）の７．１及び７．２に明記されているように、国内相試験及び海外相試験は「継続中」である。同報告書７．Ｒ．３に明記されているように短期的臨床試験の結果のみが認識されており、長期安全性、重症化リスクとなる基礎疾患を有する人への安全性、疾患増強リスクは不明であり、最新の知見に応じて追加の注意喚起や情報提供等の対応が必要である。米国ＮＩＨでの治験完了は２０２３年５月２日（２０２１年６月１日時点）である。（https://clinicaltrials.gov/ct2/show/NCT04368728）特例承認はされているが、治験中であり、安全性が不明な点が多いことを市民に誤解なく認識してもらう必要がある。

日本国内では２０２１年５月２６日時点で８５名の死者及び７，２９８件の副反応が報告されている。ＥＵでは、２０２１年５月２１日時点で

１２，４９８件の死亡がＥｕｄｒａＶｉｇｉｌａｎｃｅデータベースに登録されている。日本のコロナ死とされている一年以上の累計に近い人数がＥＵでは数ヶ月のワクチン接種で死亡している状況である。米国では、２０２１年５月２８日時点で５，１６５人の死亡、２９万４，８０１件の有害事象がＶＡＥＲＳデータベースに登録されており、１，８３１件の有害事象は妊婦からの報告で、５９６件の流産・早産が報告されている。更に、１２歳―１７歳では、４，７４０件の有害事象報告があり、そのうち１１７件は重篤、死亡が４名発生している（１５歳ＶＡＥＲＳ　Ｉ．Ｄ．１１８７９１８，１５歳ＶＡＥＲＳ　Ｉ．Ｄ．　１２４２５７３，　１６歳ＶＡＥＲＳ　Ｉ．Ｄ．　１２２５９４２，　１７歳ＶＡＥＲＳ　Ｉ．Ｄ．１１９９４５５　）。　２０２１年５月６日の米国ＦＯＸニュースでは、アメリカでは過去１５年間の全てのワクチン接種による死者よりも、４ヶ月間のコロナワクチン接種の死者が多い、毎日３０人ワクチンで死亡している計算になる、と報道されている。(Ｔｕｃｋｅｒ　Ｃａｒｌｓｏｎ：　Ｈｏｗ　ｍａｎｙ　Ａｍｅｒｉｃａｎｓ　ｈａｖｅ　ｄｉｅｄ　ａｆｔｅｒ　ｔａｋｉｎｇ　ｔｈｅ　ＣＯＶＩＤ　ｖａｃｃｉｎｅ？https://www.foxnews.com/opinion/tucker-carlson-how-many-americans-have-died-after-taking-the-covid-vaccine)

日本でも同様になる可能性は考えられ、例えば、平成３０年のインフルエンザワクチンによる国内死者は３名である。(平成３０年シーズンのインフルエンザワクチン接種後の副反応疑いの報告について https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000583992.pdf) 市民が国内、世界の副反応状況の最新情報を知らされることは必須である。

承認されているワクチンのベネフィットとしては、感染予防効果は不明で、発症予防効果の期待であるが、治験においても接種者は発症している。国内でも４月の時点で２３１人の接種者が感染しており、米国では１０，０００人以上の接種完了者が感染している。海外ではワクチン２回接種後に感染、発症、重症化し、死亡した例もある。市民にベネフィットに関して正確に把握してもらう必要がある。

薬品のリスクやベネフィットに対して、病気自体のリスクを比較することも重要であり、日本ではＣＯＶＩＤ―１９は２０２１年５月３１日時点で累計の検査陽性者は人口の０．６％という低い罹患率で、９９．４％の人は一年以上経過しても感染しないのが事実である。０．６％の検査陽性者の９７．４％は軽症・無症状である。(厚労省２０２１年６月版新型コロナウイルス感染症の“いま“に関する１１の知識）この統計は、「集計上、感染者と陽性者を同一とみなす」厚労省指定の条件での統計結果であり、厚労省佐原総括審議官が２０２０年１２月２日の国会で「ＰＣＲ検査の陽性判定イコール、ウイルスの感染性の証明、ということでは無い」と説明し、厚労省「新型コロナウイルス感染症ＣＯＶＩＤ―１９診療の手引き第５版」７ページ２．伝搬様式にも記載がある通り「病原体遺伝子が検出されることと感染性があることは同義ではない」ため、真に感染性があるために感染者と診断された実際の感染者数は不明である。死者の統計も同様に、令和２年６月１８日の厚労省事務連絡による通達によって、検査陽性

ならいかなる死因でも新型コロナ死者として登録されているため、２０２１年６月時点で１３，０００人以上計上されている新型コロナ死者のうち、真に新型コロナウイルスが原因で死亡した人数は不明である。以上のような方法での統計結果である事実を踏まえた上で、実際の国内のＣＯＶＩＤ－１９のリスクを俯瞰的に評価することが重要である。日本の例年のインフルエンザの感染者数や死者数、自殺や風呂での事故による死亡などと比べても日本のＣＯＶＩＤ－１９の統計は少ないという事実も病気自体の評価には重要である。こういった総合的、俯瞰的観察から病気自体のリスク評価の情報提供を受けることは市民の判断に不可欠である。テレビ、新聞、マスコミからはコロナ恐怖を煽る印象の報道が多く、自治体からの情報提供で正確なデータを伝える必要性がある。

新型コロナワクチンの接種は任意であり、強制されること、仕事や教育、施設等利用等の条件にすることや差別をすること等は国で禁止されていること、個人の選択が尊重される重要性を市から強調して、周知徹底する事は市民の人権を守るために必要不可欠である。

ワクチン接種者の副反応報告はワクチン接種検討にあたり重要な情報となるため、市内のワクチン接種者から副反応報告があった場合は、市民に報告することを求める。また、ワクチン接種者が感染者となった場合は接種済で感染するという重要な情報なので、市民に報告し、副反応と合わせて統計を記録することを求める。

令和３年６月７日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　森　亮二　様